

有害大気汚染物質測定業務委託契約書（案）

那覇市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）
とは、令和3年度有害大気汚染物質測定業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、別紙「有害大気汚染物質測定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）及び第5条に定める実施計画書に基づき、誠実に業務を実施し完了しなくてはならない。

（委託期間）

第2条 この業務の委託期間は、契約締結日から令和4年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、円（うち取引に係る消費税額は円とする。）とする。

（契約保証金）

第4条 那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除する。

（実施計画書）

第5条 受注者は、仕様書に基づき、委託業務を実施するために必要な基本的な考え方を示した実施計画書を定め、契約締結の日の翌日から起算して14日以内に発注者に提出しなければならない。

2 前項の実施計画書には、以下に掲げる事項を必ず定めなければならない。

- (1) 調査の内容
- (2) 調査の実施方法
- (3) 調査の担当者
- (4) 調査の日程

3 受注者は、第1項の規定により発注者に提出した実施計画書に基づき、委託業務を実施しなければならない。

（実施計画の変更）

第6条 発注者又は受注者の事情により実施計画の内容を変更するときは、事前に協議するものとする。

2 前項の協議が整ったときは、受注者は速やかに実施計画の変更内容を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

（権利の譲渡等の制限）

第7条 受注者は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

2 受注者は、この業務について知り得た事項を漏らし、他の事業に利用してはならない。

(成果品の帰属)

第8条 この契約によって作成された報告書及びその他の成果（以下「成果物」という。）は、発注者に帰属するものとする。

(再委託の禁止)

第9条 受注者は、業務の処理を自ら行うものとし、業務を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、業務の一部についてあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第10条 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく委託業務報告書及び成果物（以下「報告書等」という。）を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項に定めるもののほか、委託業務を実施するに当たり、随時必要な書類の提出を求めることができる。

3 発注者は、報告書等を受領したときは、受領した日の翌日から起算して10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

4 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、報告書等の補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届出、報告書等を提出して再検査を受けなければならない。

5 委託業務の引渡しは、第3項の検査又は前項の再検査に合格したことをもって完了とする。

(業務内容の変更等)

第11条 発注者は、必要がある場合は、委託した業務内容を変更し、又は委託した業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は業務の委託期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者の協議の上決定する。

(履行期限の延長)

第12条 受注者は、その責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、業務委託料その他の契約内容を変更することができる。

(委託料の請求及び支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求の内容が適正であると認めたときは、当該請求を受けた日から起算して30日以内に受注者に委託料を支払わなければならない。

(著作権)

第15条 受注者がこの委託業務により取得した著作権は、発注者の権利とする。

(損害の負担)

第16条 受注者は、この契約に基づいて業務を実施するに際し、受注者の責に帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(遅延賠償金)

第17条 発注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、受注者が契約期間内にその義務を履行し終わらないときにおいて、期間後に提出の見込みがあると認めるときは、受注者に対し期限を定めてその履行を催告するとともに遅滞賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅滞賠償金の額は、遅滞日数に応じ、未済の契約代金の額に対し財務大臣決定利率の割合を乗じて計算した額とする。

3 発注者が約定の支払期日までに対価を支払わないときの遅延利息の額は、財務大臣決定利率の割合を乗じて計算した額とする。

(解除)

第18条 発注者は、受注者が次の各号の一つに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が正当な事由なく、委託期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められたとき。

(2) 受注者が正当な事由なく、発注者に対し契約の解除を申し出たとき。

(3) 受注者が発注者の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任したとき。

(4) 受注者、受注者の代理人、受注者からの再委託契約の当事者又は受注者との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(その他)

第20条 この契約に関して、発注者と受注者との間に意見の相違が生じたときは、発注者と受注者の協議の上定めるものとする。

以上の契約締結の証として契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年 月 日

発注者 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 城間 幹子

受注者

